

消防職向け

ハラスメント防止研修



職場でハラスメント防止のための研修、実施できていますか？

ハラスメント研修は
消防職向け研修の実績豊富な
話し方教育センターへ！

予防・解決のための効果が高い取り組みとして
研修実施があげられます。

職場でハラスメント研修は実施できていますか？

詳しい研修内容は裏面をご覧ください。



平成30年に消防庁より

「消防本部におけるハラスメント等への対応策取組実態調査の結果
及び留意事項について」

「消防本部によるハラスメント等の対応策の更なる推進について」
という通知がありました。

研修を実施している消防本部の実態などが報告されています。

2020年4月からはパワーハラスメントの法制化も始まり、
より対策強化が求められます。

HKC 話し方教育センター

東京本社 TEL：03-5777-1874

西日本営業所 TEL：06-6444-1874

中部営業所 TEL：052-951-1874

hkc-net.co.jp

※ホームページもご覧ください

2020年4月より厚生労働省よりパワーハラスメントの法制化がはじまります。厚生労働省ではパワハラを以下のように定義しています。

- 1) 優越的な関係に基づいて（優位性を背景に行われること）
- 2) 業務の適正な範囲を超えて行われること
- 3) 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

ポイント!!

職務上の地位が上位の者による行為がイメージとして先行しますが、同僚または部下による行為で業務上必要な知識や十分な経験を保有し、当該者の協力がなければ業務の円滑な実施が困難である場合も含まれます。**組織全体の意識付けが重要になってきます!!**

■ 参考プログラム（管理職向け3時間コース）

プログラム	
1 パワーハラスメントの基礎知識	
【演習】グループディスカッション：「ハラスメントの判別」 ◇ テーマ：「この言動はパワハラとなるか？」	『基準』を考えることが有効です。 「ハラスメントになるか」及びその根拠を検討していただきます。
2 パワハラの正しい理解	
3 パワハラの発生原因	
【演習】グループディスカッション：「意見交換」	
4 パワハラ予防への取り組み	
5 信頼されるリーダーであり続けるために	
終了	

上記のプログラムはパワハラ防止研修のほんの一部です。

「パワハラと感じさせない叱り方」などの項目を追加させていただくことも可能です。適正な範囲の業務指示や指導はパワハラにあたりません。ですが、そのボーダーラインを見極めることは難しいです。その判別を研修を通じてご理解いただけます。



ハラスメント全般（一般職・全職員向け等）の研修も取り揃えております。消防職向けの研修も豊富に有しておりますので、遠慮なくお問い合わせ・ご相談ください。